

板橋民商だより

第60期
第25号

2020年
06月22日
(月曜日)

板橋民商工会
板橋区双葉町3-6-63F
TEL03-3996338421
FAX03-3996339329



民商が!いま頼られています いま民商を大きく知らせるとき!



前号でもお伝えしたように、新型コロナ
感染拡大防止のため、自粛を求められた
事業者が、持続化給付金や東京都の協力
金などの申請方法で困り民商へ相談が相
次ぐ状況となっています。

紹介運動が広がっています!

入会した会員が次々民商を紹介!



この間、多くの会
員の方が、身近な知
り合いの業者に民
商なら相談にのっ
てくれる」と声をか
け、新たな仲間・入
会者を迎えています。
居酒屋を営むM
さんは飲みに来る
建設業者や役者の
方に声をかけていま
す、宅配業者Sさん
の奥さんは、近所や知り合いの飲食業者2
人に声をかけ民商を紹介、地元区議会議
員の方々も民商を紹介していただき、小
林区議から聞きました」と飲食業者が読
者になるなど会員、読者、議員の力添えの
紹介運動が広がっています。

また、入会された方々が、知人や同業者を次々民商を紹
介、14名の新しい仲間(入会者)を迎える事が出来ています。
(6月16日現在)9名の読者も含めると23名もの仲間がこ
の6月だけで増えたこととなります。4月からの累計でみる
と24会員、26読者、計50名もの仲間を迎える事が出来てい
ます。

いま民商を大きく知らせるとき

業者や会員さんのなかには自分は新型コロナ対策制度の
対象外だと思っていた方や複数の制度があるため、なにが
受けられるのかわからず、制度内容が知られていない状況
も浮かび上がっています。

受けることのできる制度があるかもしれません。
身近な業者の方々に大きく民商を知らせ、民商で
相談を」の声を強めてください。

一方で補償の枠外に置かれている業者も!

一方、東京都の協力金も国の持続化給付金も対象



東京都知事選に元日弁連会長 宇都宮けんじさん が出馬を表明しました!

都知事選の詳細は民商に
板橋民商は宇都宮氏の推薦を理事会で
決議しました

とならない業者の方々が、大勢います。製造、建設、小売、運
送、医療・介護など業種によってはどちらの補償も受けられ
ない方が民商会内でも4割以上おられます。半減化したら
倒産だよ」国会議員の報酬も半減化しろ」政府が本気で
全業種を救う気があるなら、せめて消費税を5%に戻せ」
いや0%にしろ」など切実な声も民商に届いています。政策
金融公庫や保証協会の融資で何とか次につなげている方も
いますが、不安は募るばかりです。仲間を増やし実態を知ら
せ要求を実現させていきましょう。

東京都も板橋区も本腰を入れて!

ため込んだ基金を区民のために!

裏面に詳細を掲載いたしました。区も板橋区中小企業
等緊急家賃助成金を創設、民商が今年3月、区に緊急要望
書を提出し、「固定費補助」の要望が一部かきました。一歩
前進ですが、区は税金滞納者は(法人は法人事業税、個人は
住民税)対象外として、除外しようとしています。

今回の新型コロナは融資(セイフティ4号認定)でも国保
(災害による国保減免)でも「災害」として位置づけています。
しかも全国に波及している意味で全国的大災害です。区の
対応は災害にあった人が納税の状況で排除されるという理
不尽なものです。

台風19号「ハギビス」が日本を通過中、台東
区の避難所がホームレスの被災者2人の受け
入れを拒否し、大問題となりました。都民・区
民の命や営業が税や置かれた状況によって判
断されることは許しがたい事です。

今後、区に緊急の要望を提出し、改善を求め
ていきたいと考えています。区は、財政調整基
金の一部を今回のコロナに拠出しましたが、
前年と同程度30億円しか取り崩していませ
ん。新型コロナ災害に対応したことは一歩前
進ですが、災害対策基金182億円は手つか
ずのままです。(表1参照)

皆さんとともに声を上げ、基金を新型コロナ災害で苦しむ
区民のために使うよう要望していきます。

表1

基金名	元年度末残高
財政調整基金	234億7千389万5千円
災害対策基金	182億円

板橋区中小企業等緊急家賃助成金

【助成金額、助成対象月】

ひと月上限5万円 3か月最大で15万円(1事業所)

令和2年4月・5月・6月の3か月分の賃借料

※各月の支払い済の賃借料の1/2と上限5万円を比べて少ない額

※複数事業所がある場合は、3事業所まで(最大45万円)

※住宅兼用事務所を賃借している場合の助成金額は、算定額の1/2(ひと月上限2万5千円)

【助成対象者】

- ・小規模企業者(従業員20名以下)・個人事業主であること。
- ・4月・5月の平均売上が前年平均よりも20%以上減少していること。
- ・法人住民税及び事業税(個人で事業税非課税の場合は住民税)を滞納していないこと。
など

【必要書類】

	法人	個人
(1) 申請書兼請求書	○	○
(2) 誓約書	○	○
(3) 賃貸借契約書の写し	○	○
(4) 事業所の写真(外観)	○	○
(5) 法人住民税・事業税の支払がわかる書類(領収書・証明書等)	○	
(5) 個人住民税・都民税の支払がわかる書類(領収書・証明書等)		○
(6) 家賃支払がわかる書類(通帳・領収書等)	○	○
(7) 振込先口座が分かる書類(通帳の口座番号ページ写し等)	○	○
(8) 法直近の確定申告書(法人概況報告)	○	
(8) 直近の確定申告書(申告書・収支内訳書・青色申告決算書)		○
(9) 令和2年4月及び5月の売上が分かる書類	○	○

※セーフティネット4号認定・持続化給付金確定の事業者の方は(8)(9)の書類不要

申込は令和2年6月30日(火)～令和2年9月30日(水)まで郵送での提出

新型コロナの影響で収入が3割以上減少したら… 国民健康保険料が減免されます

前年の所得金額が 300万円以下の場合 **全額免除も**

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の事業収入・給与収入等が前年より一定程度減少した世帯は、申請により、国民健康保険料が減免される場合があります。

◎要件…世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が2019年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること など

◎申請方法…原則郵送のみ

◎持ち物…①保険証コピー

②令和元年分の確定申告書(控)や源泉徴収票

③令和2年分の売上台帳、給与明細など(今年すべて)

④保険金や損害賠償等で補填された場合は金額のわかる資料

◎減免または免除の割合

2019年の合計所得金額	減免または免除の割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※詳しくは民商へご連絡ください